

保険医療機関間の連携による 病理診断について

一般社団法人日本病理学会は2013年以降、国民のためのより良い病理診断に向けた行動指針の中で、「すべての病理診断を医療機関で行う、すなわち、病理医が病理診断を担当し責任ある病理診断報告書を作成する」ことを目標として掲げています。現在までに保険医療機関間の連携による病理診断の要件が見直され、すべての病理診断を医療機関で行うための環境が整備されてきました。せきレディースクリニックでも生検組織の病理診断を複数の常勤病理医が在籍する松波総合病院と緊密な連携のもとで行っています。

- ① せきレディースクリニックから松波総合病院に生検標本（プレパラート）を送付し、同院の病理専門医が顕微鏡で慎重に観察して病理診断を行います。
- ② 主治医と病理診断を行う医師との間で意見交換を行い、最新の知見に基づく精度の高い診断をお届けできるよう万全を期しています。

せきレディースクリニック 理事長・院長 友影 九樹
松波総合病院 病院長 松波 和寿
同 病理診断科 川島 啓佑

主治医と病理医の連携を強化

